

令和8年度会計年度任用職員(要介護認定調査員)募集要項

葛城市では、主に要介護認定にかかる認定調査を行っていただくパートタイム会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1. 募集人数

5人

2. 業務内容

市役所窓口又は電話等により、要介護認定調査の日程調整を行う。主に公用車を使用して市内外の認定調査対象者宅や、病院、施設等を訪問し、調査対象者、家族及び看護師等に聞き取り調査を行い、対象者の心身の状況及び介護の手間等について記録する。帰庁後に訪問調査票(介護保険法及び厚生労働省の要介護認定調査員テキストに基づく基本調査74項目及び特記事項)を作成する。

3. 応募資格

- ・心身ともに健康であり、誠実に熱意をもって職務を行える人(年齢要件なし)
- ・次のいずれかの資格を有する人(要介護認定調査経験がある方を優先します)
介護支援専門員、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士
- ・普通自動車運転免許

※ ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ② 葛城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている人

4. 応募手続き

(1)提出書類(提出書類は一切お返しいたしません。)

- ① 応募用紙(葛城市ホームページに掲載)
- ② 履歴書(顔写真入り。任意様式可)
- ③ 普通自動車運転免許証の写し
- ④ 介護支援専門員、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士の資格を証明する書類の写し

(2)申込方法及び期間

郵送、電子メール及び持参で受け付けます。郵送または電子メールの場合は、送付(送信)後にお電話ください。

●郵送の場合 期限:令和8年2月9日(月)必着

宛先:葛城市役所 保健福祉部介護保険課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

●電子メールの場合 期限:令和8年2月9日(月)午後5時15分必着

宛先:kaigo@city.katsuragi.lg.jp

※件名は「令和8年度認定調査員募集申込」としてください。

●持参の場合 期限:令和8年2月9日(月)午後5時15分必着

受付場所:葛城市役所 新庄庁舎1階 介護保険課

受付は、月曜日から金曜日【祝日は除く】の午前8時30分～午後5時15分です。

5. 勤務条件

※市の規定等(「葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」「葛城市会計年度任用職員の給与に関する規則」「葛城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等)の改正により、変更となる場合があります。

(1)勤務場所 葛城市役所新庄庁舎

(2)勤務日 週5日勤務(月曜日～金曜日、土日祝日は休み)

勤務時間 1日7時間(午前8時30分～午後4時30分、内休憩1時間)

※同じ勤務場所で、複数の認定調査員がすでに勤務しています。

認定調査の訪問は、主に公用車使用となります。

(3)基本報酬 時間額1,561円 期末・勤勉手当あり

(4)通勤費用 市の規定に基づき支給、上限あり

※車通勤の場合は、駐車場使用料を控除(令和7年度は2,000円/月)

(5)社会保険 健康保険・厚生年金・雇用保険加入

(6)休暇等 年次有給休暇、夏季休暇、その他特別休暇等

(7)任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

※上記期間終了後、1年単位で任用を更新する場合があります。

6. 選考方法

(1)書類選考・面接選考

① 提出書類及び面接により選考します。

② 面接は令和8年2月16日頃を予定しており、個別に電話で連絡します。

(2)選考結果の通知及び任用の決定

選考結果は、面接選考受験者全員に郵便または電話で行います。合格者は、予算の議決を経た上で任用を最終決定し、令和8年4月1日から任用することになります。

ただし、応募資格がないこと及び応募書類の記載内容が正しくないことが判明した場合は、合格及び任用を取り消す場合があります。

7. その他

この募集に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

葛城市役所 介護保険課 TEL 0745-44-5104